

立川市地域福祉サービスセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 1 項各号に掲げる地域支援事業の開始による。

立川市地域福祉サービスセンター条例の一部を改正する条例

立川市地域福祉サービスセンター条例（平成5年立川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(利用者)</p> <p>第4条 サービスセンターを利用できる者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている65歳以上の者で、身体が虚弱で家庭に引きこもりがちなもの及びその介護家族並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者、<u>同条第4項に規定する要支援者及び同法第115条の45第1項第1号に掲げる厚生労働省令で定める被保険者</u>（以下「要介護者等」という。）</p> <p>(2) ……略……</p>	<p>(利用者)</p> <p>第4条 サービスセンターを利用できる者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている65歳以上の者で、身体が虚弱で家庭に引きこもりがちなもの及びその介護家族並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者<u>及び同条第4項に規定する要支援者</u>（以下「要介護者等」という。）</p> <p>(2) ……略……</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。